

議案第68号

平成24年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

平成24年度幕別町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,092,560千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		288,187	△2,543	285,644
	1 他会計繰入金	288,187	△2,543	285,644
歳入	合計	1,095,103	△2,543	1,092,560

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		77,220	△3,527	73,693
	1 総務管理費	77,220	△3,527	73,693
2 事業費		228,100	984	229,084
	1 下水道施設費	126,143	△36	126,107
	2 下水道管理費	101,957	1,020	102,977
歳 出	合 計	1,095,103	△2,543	1,092,560

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
処理場管理業務委託料	自 平成25年度 至 平成29年度	139,915
ポンプ場管理業務委託料	自 平成25年度 至 平成29年度	25,675
雨水排水ポンプ所管理業務委託料	自 平成25年度 至 平成29年度	12,235

# 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	288,187	△2,543	285,644	1一般会計繰入金	△2,543	1 一般会計繰入金 △2,543
計	288,187	△2,543	285,644			

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 支 出	道 金	地方債				
1一般管理費	77,220	△3,527	73,693				△3,527	2 給料	△1,954	3 一般職給料(1人) △1,954
								3 職員手当等	△587	7 住居手当 176 8 通勤手当 △78 14 期末勤勉手当 △706 15 寒冷地手当 21
								4 共済費	△1,159	5 市町村共済組合負担金 △558 6 市町村共済組合追加費用負担金 △133 12 退職手当組合負担金 △470 13 公務災害補償基金負担金 2
								19 負担金補助及び交付金	△1	1 福祉協会負担金 △1
								27 公課費	174	1 消費税 174
計	77,220	△3,527	73,693				△3,527			

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道施設費

1下水道建設費	126,143	△36	126,107			△36		3 職員手当等	△121	8 通勤手当 △52 14 期末勤勉手当 △69
				(入) 一般会計繰入金		△36		4 共済費	△39	6 市町村共済組合追加費用負担金 △41 13 公務災害補償基金負担金 2

## (款) 2 事業費

## (項) 1 下水道施設費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出	道 金	地方債					その他
								23 償還金 利子及び 割引料	124	1 国庫支出金 精算還付金	124
計	126,143	△36	126,107				△36				

## (款) 2 事業費

## (項) 2 下水道管理費

1 浄化センター 管理費	76,642	480	77,122				480	11 需用費	480	21 電気料	480
2 札内中継ポンプ 場管理費	13,794	540	14,334				540	11 需用費	540	21 電気料	540
計	101,957	1,020	102,977				1,020				

給 与 費 明 細 書

公共下水道特別会計

1. 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3		6,919	3,404	10,323	3,909	14,232	
補正前	3		8,873	4,112	12,985	5,108	18,093	
比較			△1,954	△708	△2,662	△1,199	△3,861	

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	132	176	26	533		2,280
	補正前	132		156	533		3,055
	比較		176	△130			△775

	区分	寒冷地手当 (千円)	児童手当 (千円)	子ども手当 (千円)	子どものための手当 (千円)	合計 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	257				3,404
	補正前	236				4,112
	比較	21				△708



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△1,954	(1) その他の増減分	△1,954	会計間異動による増 1人 1,871千円 会計間異動による減 1人 △3,825千円	
職員手当	△708	(1) その他の増減分	△708	その他 △708千円	職員の会計間異動等による増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢(歳)	
平成 24 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	190,267		
	平均給与月額(円)	232,358		
	平均年齢(歳)	26.4		
平成 23 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	237,867		
	平均給与月額(円)	262,051		
	平均年齢(歳)	32.2		

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	140,100	140,100	140,100
大学卒	172,200	172,200	172,200

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成 24 年 4 月 1 日 現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級	1	33.3	3級		
	2級			2級		
	1級	2	66.7	1級		
	計	3	100.0	計		
平成 23 年 4 月 1 日 現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級	2	66.7	3級		
	2級			2級		
	1級	1	33.3	1級		
	計	3	100.0	計		

(級別の職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長 (重)課長	課長 (重)課長補佐	課長補佐 係長	主査	主任	主事

エ 昇給

区分		合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
補正後	職員数(A)	(人)	3	3	
	昇給に係る職員数(B)	(人)	3	3	
	号給数別内訳	2号給	(人)		
		4号給	(人)	3	3
	比率 (B)/(A)	(%)	100.0	100.0	
補正前	職員数(A)	(人)	3	3	
	昇給に係る職員数(B)	(人)	3	3	
	号給数別内訳	2号給	(人)		
		4号給	(人)	3	3
	比率 (B)/(A)	(%)	100.0	100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	1.9	2.05	3.95	有	
補正前	1.9	2.05	3.95	有	
国の制度	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退職時特別昇給	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)	特別の勸奨退職者12号 給	
国の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)		

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	・持家に係る支給額 14,000円
通勤手当	異なる	・通勤距離片道40km以上の場合の支給額 20%加算